平成29年10月27日

原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室長 殿

住 所 大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 950 番地 氏 名 原子燃料工業株式会社 熊取事業所 執行役員所長 伊藤 義章

「原子燃料工業株式会社熊取事業所

原子力事業者防災業務計画」の暫定版提出について

平成27年12月1日付で届け出ました「原子燃料工業株式会社 熊取事業所 原子力事業者防災業務計画」(以下、計画という。)につきまして、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令」等の施行に伴い、計画の変更を予定しておりますが、本日時点においては、その計画の変更について、大阪府知事及び熊取町長との協議中であるため、協議中である計画案を暫定版として添付資料のとおり提出いたします。

つきましては、10月30日から協議終了後の届出までの期間については、暫定版により運用することといたしますのでご連絡申し上げます。

添付資料

・ 10月30日(法令施行日)から原子力防災業務計画の届出までの運用について

以上



10月30日(法令施行日)から原子力防災業務計画の届出までの間の運用について

- ・EAL 区分及び判断基準
- ・連絡・通報・報告様式
- ・緊急対策本部室、代替緊急対策本部室、原子力防災資機材
- ・原子力事業所災害対策支援拠点

【H29.10.30現在】

原子燃料工業株式会社 熊取事業所 EAL略称 原子力規制 委員又は理が 長代本部判断 置を場合

AL

法 令(法令原文に補記した箇所は[]で表記)

原子力災害対策指針

- 第2 原子力災害事前対策
- (2) 緊急事態における防護措置実施の基本的考え方
- ②緊急事態の初期対応段階における防護措置の考え方
- (イ) 基本的な考え方

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、原子力施設の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備やその実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、次のとおり、原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、各区分における、原子力事業者、国及び地方公共団体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにする。

「略]

警戒事態:

警戒事態は、その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第8条第2項第15号に定める要配慮者をいう。以下同じ。)、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階である。この段階では、原子力事業者は、警戒事態に該当する事象の発生及び施設の状況について直ちに国に連絡しなければならない。また、原子力事業者は、これらの経過について、連絡しなければならない。国は、原子力事業者の情報を基に警戒事態の発生の確認を行い、遅滞なく、地方公共団体、公衆等に対する情報提供を行わなければならない。国及び地方公共団体は、原子力施設の近傍のPAZ((3)②(i)(イ)で述べるPAZをいう。以下同じ。)内において、実施に比較的時間を要する防護措置の準備に着手しなければならない。

連絡判断内容判断内容は次頁に示す。

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | | 連絡判断内容 |
|-------|---|------------------------------|------------------------------------|
| 原子力規制 | (ロ) 具体的な基準 | | |
| 委員会委員 | これらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準 | | |
| 長又は委員 | として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射 | 性物質の閉じ込め機能 | |
| 長代行が警 | の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき緊急時活動し | ノベル (Emergency | |
| 戒本部の設 | Action Level。以下「EAL」という。)を設定する。具体的なEAL | の設定については、各 | |
| 置を判断し | 原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力規制委員会が示す | EALの枠組み(表2) | |
| た場合 | [*1] 及び下記(ハ)を踏まえ原子力事業者が行う。 | | |
| (続き) | (ハ)EALの運用 | | |
| AL | 原子力事業者は、上記(ロ)を踏まえたEALの設定を行い、その内 | 容を原子力事業者防災 | |
| | 業務計画に反映し、原子力規制委員会に届け出なければならない。また | 、原子力事業者は、各 | |
| | 原子力施設の設備の状況の変化等を踏まえ、設定したEALの内容の見 | 直しを行い、必要に応 | |
| | じ、原子力事業者防災業務計画に反映する必要がある。原子力規制委員会は、必要に応じて原 | | |
| | 子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。 | | |
| | [*1]表2 各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて[抜粋] | | |
| | 9. 原子炉の運転等のための施設(1. から8. までに掲げるものを除く。) | | |
| | 警戒事態を判断するEAL | 緊急事態区分におけ | |
| | (③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される る措置の概要 | | |
| | 原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。) | Habitation of the train of a | ①熊取町におい |
| | ① 当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 | 体制構築や情報収集を | て震度6弱以上 |
| | ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が ※素された場合 | 行い、住民防護のため | の地震が発生し |
| | 発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 | | |
| | ③ 東海地震で対情報又は東海地震在息情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重 | | |
| | 要な故障等が発生した場合。 | | |
| | るの他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等の | | |
| | ための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又 | | された場合。 |
| | は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | | ④同左。⑤同左 |
| | 上記において事業者からの警戒事態該当事象発生の連絡は不要(警戒事態該当事象発生後の経過報告 | | |
| | は必要) | , which is the | |

EAL略称 (1)原災法第10条第1項 敷地境界付 近の放射線 量の上昇

S E 0 1

法 令(法令原文に補記した箇所は口で表記)

原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準[*1] 以上の放射線量が政令で定めるところ[*2]により検出されたことその他の政令で定め る事象[*5]の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・ 原子力規制委員会規則[*8] (事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣 府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令[*9]及び原子力事業者防災業務計画の定 めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、 所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合に あっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生 した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長)に通報しなければならない。この場 合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にそ の旨を通報するものとする。

[*1]原子力災害対策特別措置法施行令(以下「原災法施行令」という。)第4条第1項 (政令で定める基準) / (第1項に規定する基準)

「原災]法第10条第1項の政令で定める基準は、5 μ Sv/h の放射線量とする。

[*2]原災法施行令第4条第2項(政令で定めるところ)/(第2項の定めによるところ) [原災]法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、「原災]法第11条第1項の 規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間(2) 分以内のものに限る。) ごとのガンマ線の放射線量を測定し1時間当たりの数値に換算 して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することに より行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規 制委員会規則で定める場合[*3]は、当該数値は検出されなかったものとみなす。

通報判断内容

【測定方法】

モニタリングポストによる測定

【判断基準】

・1ヶ所で5 μ Sv/h 以上のγ線量 を検知

又は

- 1ヶ所で1μSv/h以上のγ線量 を検知し、中性子線サーベイメ ータの測定値との合計値が 5 μ Sv/h 以上の場合
- ※当該数値が落雷の時に検出され た場合その他原子力規制委員会 規則で定める場合は、当該数値 は検出されなかったものとみな す。

| EAL略称 | 法 令(法令原文に補記した箇所は门で表記) | 通報判断内容 |
|-------|--|-------------|
| (1) | [*3]通報事象等規則第3条の2(原子力規制委員会規則で定める場合) | 10171711111 |
| 敷地境界付 | [原災法施行]令第4条第2項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委 | |
| 近の放射線 | 員会が定める測定設備[*4]及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められ | |
| 量の上昇 | ない場合([原災法施行]令第4条第2項の1時間当たりの数値に換算して得た数値が、 | |
| (続き) | 同条第1項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告 | |
| SE01 | する場合に限る。)とする。 | |
| | [*4]通報事象等規則第3条の2の規定に基づく測定設備を定める告示第2条(原子力規制委員会が定める測定設備) | |
| | 通報事象等規則第3条の2の原子力規制委員会が定める測定設備は、次の表(略)の 上欄に掲げる原子力事業所について、同表の下欄に定めるものとする。 | |
| | [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象) | |
| | [原災]法第10条第1項の政令で定める事象は、次の各号のいずれかに掲げるものと | |
| | する。 原災法施行令第4条第4項第1号 | |
| | 第1項に規定する基準[*1]以上の放射線量が第2項[*2]又は前項[第3項][*6]の定めによるところにより検出されたこと。 | |
| | [*6]原災法施行令第4条第3項(前項の定めによるところ) | |
| | 前項の定めによるところにより検出された放射線量が[原災]法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備の全てについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が1μSv/h以上であるときは、[原災]法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわ | |
| | らず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において <u>原子力規制委員会規則で定めるところ</u> [*7]により測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|--|---|--------|
| (1) 敷地境界付 近の放射線 量の上昇 (続き) SE01 | [*7]通報事象等規則第4条(原子力規制委員会規則で定めるところ) [原災法施行]令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線(自然放射線 によるものを除く。)が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特 別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命 令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器に よって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算するこ とにより行うものとする。 | |
| | [*8]防災業務計画等命令第3条(内閣府令・原子力規制委員会規則の定めるところ) [原災]法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象以外の事象が発生した場合における通報は、別記様式第2によるものとする。この場合において、通報の方法は、次条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。 二 前項の規定によることができない場合には、通報は、別記様式第2に掲げる事項について行うものとし、また、通報の方法は、なるべく早く到達する手段を用いて連絡するものとし、連絡を受けた旨を直ちに通報先に対し確認することにより行わなければならない。 | |
| | [*9]原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象の通報手続等に関する省令第2条(内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令の定めるところ) [原災]法第10条第1項前段による事業所外運搬に係る事象が発生した場合における通報は、別記様式第1によるものとする。この場合において、通報の方法は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する省令(文部科学省・経済産業省令第4号)第4条第1項のファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて一斉に複数の者に送信するものとし、送信した旨を直ちに電話で通報先に連絡することにより行わなければならない。 | |

EAL略称 法 令(法令原文に補記した箇所は[]で表記) 通報判断内容 (2)原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) 別表第3に定めるGE02 放射性物質 の通報判断内容と同じ 通常経路で [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) 【測定方法】 の気体放射 原災法施行令第4条第4項第2号 固定ろ紙式排気モニタによる監視 性物質の放 【判断基準】 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これ 排気口放出の通報基準値 出 らに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における =空気中濃度限度値(Bg/cm)^{注2} その放射能水準が第1項に規定する放射線量[*1]に相当するものとして原子力規制 ×放出地点の特定係数(m³)^{注3} S E 0 2 委員会規則で定める基準[*10]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めると を超える放射能が認められた場合 ころ[*11]により検出されたこと。 ・排気モニタを有する施設の通報 基準値 ①第2加工棟 [*10:*11] 通報事象等規則第5条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力 $1 \times 10^{-8} \, (\text{Bg/cm}^3) \times 1 \times 10^{10} \, (\text{m}^3)$ 規制委員会規則で定めるところ) $= 1 \times 10^{8} Bq$ [原災法施行]令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号 ②第1 廃棄物貯蔵棟 $1 \times 1 \, 0^{-8} \, (\text{Bq/cm}^3) \times 1 \times 1 \, 0^{9} \, (\text{m}^3)$ の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事 $= 1 \times 10^{7} Bq$ 業者又は使用者にあっては、次の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準について はそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げ 注2(空気中濃度限度値): るところによるものとする。 核原料物質又は核燃料物質の製錬の 事業に関する規則等の規定に基づく 線量限度等を定める告示(平成27年 「注1]次の表の上欄、中欄、下欄:添付1参照。 原子力規制委員会告示第8号。以下 「線量告示」という。) 別表第1に定める数値「U234(二酸化 ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性化 合物) に定められた数値 $(=1 \times 1 \text{ O}^{-8}(\text{Bg/cm}))$ 注3(放出地点の特定係数): 排気口の高さ及び敷地境界までの水 平距離から求める放出地点の特定係

数。添付2参照。

| | | T |
|-------|--|--|
| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
| (3) | 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) | |
| 放射性物質 | | 別表第3に定めるGE03 |
| 通常経路で | [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) | の通報判断内容と同じ |
| の液体放射 | 原災法施行令第4条第4項第2号 | |
| 性物質の放 | │ │ 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これ | 【測定方法】 |
| 出 | らに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における | サーベイメータによるバッチ式 |
| | その放射能水準が第1項に規定する放射線量[*1]に相当するものとして原子力規制 | 排水の測定 |
| SE03 | 委員会規則で定める基準[*10]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めると | |
| | ころ[*11]により検出されたこと。 | 【判断基準】 |
| | | ・排水口(集中排水処理施設)放出 |
| | [*10·*11]通報事象等規則第5条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力 | の通報基準値 **を超えた排水が事業所外へ放出された場合 |
| | 提制委員会規則で定めるところ) | 業別外へ放血された場合 ※通報基準値:1Bg/cm ³ |
| | 75-14-2-15-4-17-2-18-2-18-2-18-2-18-2-18-2-18-2-18-2 | |
| | [原災法施行]令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の | =排水中濃度限度値 ^{注2} (Bq/cm³) |
| | 規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業 | × 5 0 |
| | 者又は使用者にあっては、次の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準については | $= 2 \times 1 0^{-2} (\text{Bq/cm}) \times 5 0$ |
| | それぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げる | $= 1 \mathrm{Bq/cm^3}$ |
| | ところによるものとする。 | |
| | | 注2(排水中濃度限度値): 線量告示別表第1に定める数値 |
| | [注1]次の表の上欄、中欄、下欄: 添付1参照 。 | |
| | | ラン、四ふっ化ウラン等の四価の |
| | | 化合物(経口摂取))」に定められ |
| | | た数値 (= 2 × 1 0 ⁻² (Bq/cm³)) |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|---|---------------------------------------|
| (4) | 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) | 【測定方法】 |
| 火災爆発等 | | 線量当量率サーベイメータによる |
| による管理 | [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) |] 測定 |
| 区域外での | 原災法施行令第4条第4項第3号 | Value ++ 346 V |
| 放射線量の | 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定さ | 【判断基準】 |
| 放出 | れた管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべ | ・50 μSv/h 以上の放射線量を 10分以上継続して検知した場合 |
| SE04 | き区域として原子力規制委員会規則で定める区域[*12]をいう。)外の場所(前号に規 | 1 0 万 久工が記述 こくが これこの 日 |
| 3204 | 定する場所[*13]を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規 | |
| | <u>制委員会規則で定めるところ[*14]</u> により検出されたこと。 | |
| | イ 5 0 μ Sv/h 以上の放射線量 | |
| | | |
| | [*12]通報事象等規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) | |
| | [原災法施行]令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力 | |
| | 事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 | |
| | | |
| | (抜粋) | |
| | 加工事業者 | |
| | 核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域 | |
| | | |
| | | |
| | 使用者 | |
| | 核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| I | | 1 |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|---|--------|
| (4) | [*13]前号に規定する場所 | |
| 火災爆発等 | 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これ | |
| による管理 | らに類する場所。 (2) 参照。 | |
| 区域外での | | |
| 放射線量の | [*14]通報事象等規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) | |
| 放出 | [原災法施行]令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、 | |
| (続き) | 次に定めるところによるものとする。 | |
| SE04 | │ 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、[原災 | |
| | 法施行]令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出す | |
| | ること。 | |
| | 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前 | |
| | 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 | |
| | 通報事象等規則第6条第4項 | |
| | 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の | |
| | 測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により「原災法施行」令 | |
| | 第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度 | |
| | の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量 | |
| | 又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|---|---|
| (5) | 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) | 【測定方法】 |
| 火災爆発等 | | ダストサンプラで捕集したろ紙 |
| による管理 | [*5] 原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) | □ による空気中放射性物質濃度の 測定 |
| 区域外での | 原災法施行令第4条第4項第3号 | 例足 |
| 放射性物質 | 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定さ | 【判断基準】 |
| の放出 | れた管理区域(その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべ | ・空気中濃度限度値(Bq/cm) ^{注1} ×5(|
| SE05 | き区域として原子力規制委員会規則で定める区域[*12]をいう。)外の場所(前号に規 | $= 1 \times 1 \text{ O}^{-8} (\text{Bq/cm}) \times 5 \text{ O}$ |
| | <u>定する場所[*13]</u> を除く。)において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が <u>原子力規</u> | $= 5 \times 10^{-7} (\text{Bq/cm}^3)$ |
| | 制委員会規則で定めるところ(*14)により検出されたこと。 | を超えた場合 |
| | ロ 当該場所におけるその放射能水準が $5 \mu \text{ Sv/h}$ の放射線量に相当するものとして原 | 注 1 (空気中濃度限度値): |
| | 子力規制委員会規則で定める基準[*15]以上の放射性物質 | 線量告示別表第1に定める数値 |
| | | 「U234(二酸化ウラン、八酸化三ウ |
| | [*12]通報事象等規則第6条第1項(原子力規制委員会規則で定める区域) | ラン等の不溶性化合物)」に定められた数値 $(= 1 \times 10^{-8} (Bq/cm^3))$ |
| | [原災法施行]令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力 | |
| | 事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 | |
| | (+I-\psi\) | |
| | (抜粋) | |
| | 加工事業者 | |
| | │ │ 核燃料物質の加工の事業に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域 │ | |
| | | |
| | /士田老 | |
| | 使用者 | |
| | 核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2項第2号に規定する管理区域 | |
| | | |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|----------------|---|--------|
| (5) | [*13]前号に規定する場所 | |
| 火災爆発等 | 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これ | |
| による管理 区域外での | らに類する場所。 (2) 参照。 | |
| 放射性物質 | [*14]通報事象等規則第6条第3項(原子力規制委員会規則で定めるところ) | |
| の放出 | 「原災法施行]令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、 | |
| (続き) | 次に定めるところによるものとする。 | |
| SE05 | 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、[原災法施 | |
| | 行]令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 | |
| | 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前 | |
| | 項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 | |
| | 通報事象等規則第6条第4項 | |
| | 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の | |
| | 測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により[原災法施行]令 | |
| | 第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度 | |
| | の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量 | |
| | 又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 | |
| | [*15]通報事象等規則第6条第2項(原子力規制委員会規則で定める基準) | |
| | 「原災法施行]令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気 | |
| | 中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 | |
| | 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、 | |
| | 放射性物質の種類に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値 | |
| | 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合 にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規 | |
| | にめっては、てれらの放射性物質の張度のてれてれての放射性物質についての間方の規 定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 | |
| | | |

第2表 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(10/16)

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|---|------------------|
| (5) | | ○ TK [1] [1] [1] |
| 火災爆発等 | 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当 | |
| による管理 | 該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除 | |
| 区域外での | く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 | |
| 放射性物質 | | |
| の放出 | | |
| (続き) | | |
| (形にさ) | | |
| SE05 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 1 | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|---------------|--|---|
| (6) 臨界のおそれ | 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) | 事業所において臨界発生の蓋然性 が高いと考えられる場合 |
| SE06 | [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照)原災法施行令第4条第4項第5号前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則[*17](事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの | 【測定方法】 γ線エリアモニタによる測定 【判断基準】 ・γ線エリアモニタ: 管理区域内に設置したγ線エリアモニタが複数発報した場合 |
| | [*17]通報事象等規則第7条(原子力規制委員会規則で定めるもの) [原災法施行]令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲 げるものとする。 通報事象等規則第7条第2項 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。) において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が 損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあること。 | |

EAL略称 法 令(法令原文に補記した箇所は[]で表記) 通報判断内容 原子力事業所周辺において、緊急 (7)原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) 事態に備えた防護措置の準備及び 防護措置の 防護措置の一部の実施を開始する 準備及び一 [*3] 原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) 必要がある事象が発生した場合 部実施が必 原災法施行令第4条第4項第5号 要な事象発 前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉 生 の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条 第4項第4号において同じ。)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原 SE55 子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業 所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象とし て原子力規制委員会規則[*18] (事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委 員会規則・国土交通省令) で定めるもの [*18] 通報事象等規則第7条(原子力規制委員会規則で定めるもの) [原災法施行]令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲 げるものとする。 通報事象等規則第7条第1項 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの (抜粋) ヌ 原子炉の運転等のための施設 (イからりまでに掲げるものを除く。) 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設 に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放 出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に 備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発 生すること。

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|--|---|
| (8) | 原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照) | 【測定方法】 |
| 事業所外運 | | サーベイメータによる測定 |
| 搬での放射 | [*5]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2(1)参照) | • |
| 線量の上昇 | 原災法施行令第4条第4項第4号 | 【判断基準】 |
| XSE61 | 事業所外運搬に使用する容器から $1 \text{ m離れた場所において、} 1 0 0 \mu \text{ Sv/h} 以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ[*16]により検出されたこと。$ | ・事業所外運搬中の輸送容器表面 から $1 \mathrm{m}$ 離れた場所において $1 0 0 \mu\mathrm{Sv}/h\mathrm{以}$ 上の放射線量 が認められた場合 |
| | [*16]原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令(平成24年文部科学省経済産業省国土交通省令第2号。以下「通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令」という。)第2条(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところ) | |
| | 第1項 [原災法施行]令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 第2項 | |
| | 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、前項の検出により[原災法施行]令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。 | |
| | | |
| | | |

EAL略称

法 令(法令原文に補記した箇所は口で表記)

(9)

事業所外運 搬での放射 性物質の漏 えい

XSE62

原災法第10条第1項(略。別表第2(1)参照)

[*3]原災法施行令第4条第4項(政令で定める事象)(略。別表第2 (1) 参照) 原災法施行令第4条第4項第5号

前各号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。第6条第4項第4号において同じ。)の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容器の特性ごとに原子力緊急事態に至る可能性のある事象として原子力規制委員会規則(事業所外運搬に係る事象にあっては、原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの[*19]

[*19]通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条(原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるもの)

[原災法施行]令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成2年科学技術庁告示第5号)第3条並びに第5条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示(昭和52年運輸省告示第585号)第4条並びに第10条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示(平成13年国土交通省告示第1094号)第4条並びに第7条第1項第1号(液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。)及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。)に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。

通報判断内容

事業所外運搬中の輸送物から放射 性物質が漏えいすること、又は当 該漏えいの蓋然性が高いこと

【測定方法】

サーベイメータによる測定

【判断基準】

・アルファ線を放出する放射性物質(輸送物であるウラン)が輸送物表面から 0.4 Bq/cmを超えて認められた場合

(輸送時における放射性物質表面 密度の限度値を超えて認められ た場合)

第2表 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(15/16)

添付1:原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係

| 上欄(場合) | 中欄(基準) | 下欄(検出) |
|-------------|--|---------------------------------------|
| 一 検出され | イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の種 | イの値を10分間以上継続して |
| た放射性物質 | 類に応じた空気中濃度限度を排気筒その他これらに類する場所における1秒間当た | 検出すること。 |
| の種類が明ら | りの放出風量で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別 | |
| かで、かつ、 | 表に基づく係数を乗じて得た値 | |
| 一種類の放射 | ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、放射性物質の | ロの値を累積(原子炉の運転等の |
| 性物質である | 種類に応じた空気中濃度限度に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る別 | ための施設の通常の運転状態に |
| 場合 | 表[添付2参照]に基づく係数を乗じて得た値 | おける放射性物質の放出による |
| "" | 、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 累積を除く。) して検出すること。 ハの値を10分間以上継続して |
| | ハ 水中の放射性物質にあっては、放射性物質の種類に応じた水中濃度限度に50 を乗じて得た値 | |
| 二 検出され | セポレく付ん値 | イの値を10分間以上継続して |
| た放射性物質 | 物質の濃度のそれぞれその放射性物質の濃度についての前号イの規定により得られ | 検出すること。 |
| の種類が明ら | た値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の濃度 | |
| かで、かつ、 | ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、それらの放射 | ロの値を累積(原子炉の運転等の |
| 二種類以上の | 性物質の放射能のそれぞれその放射性物質の放射能についての前号ロの規定により | ための施設の通常の運転状態に |
| 1-2212 | 得られた値に対する割合の和が1となるようなそれらの放射性物質の放射能の値 | おける放射性物質の放出による |
| 放射性物質が | | 累積を除く。)して検出すること。 |
| ある場合 | ハ 水中の放射性物質にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射 | ハの値を10分間以上継続して |
| | 性物質の濃度についての前号ハの規定により得られた値に対する割合の和が1とな | 検出すること。 |
| | るようなそれらの放射性物質の濃度 | |
| 三 検出され | イ 濃度の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限度 | イの値を10分間以上継続して |
| た放射性物質 | (当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを | 検出すること。 |
| の種類が明ら | 除く。) を排気筒その他これらに類する場所における 1 秒間当たりの放出風量で除し | |
| かでない場合 | て得た値のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る 別表に基づく係数を乗じて得た値 | |
| | 別表に基づく保数を来して得た値 ロ 放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質にあっては、空気中濃度限 | ロの値を累積 (原子炉の運転等の |
| | ロー放射能の例だにより自座すべる生気中の放射性物質にあっては、生気中優度限 度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るもの | ための施設の通常の運転状態に |
| | 及(当め上気子に占よれていないことがありかてめる放射性物質の種類に除るもの を除く。) のうち、最も低いものに、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る | おける放射性物質の放出による |
| | 別表[添付2参照]に基づく係数を乗じて得た値 | 累積を除く。) して検出すること。 |
| | ハ 水中の放射性物質にあっては、水中濃度限度(当該水中に含まれていないことが明らか) | ハの値を10分間以上継続して |
| | である放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値 | 検出すること。 |
| | | 1 2 |

第2表 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報基準(16/16)

添付2:原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条関係

(太枠及び太字で示す箇所が事業所における放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数)

放射能の測定により管理すべき空気中の放射性物質に関する係数

単位「m³]

| | 排気筒 | 笥等の) | 放射性 | 物質の | 測定を | 行って | いる場 | 易所から | 敷地場 | 竟界まで | での水 | 平距離 | (m) | (注3) | | | | | | |
|------------------------|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 放 | | 20 未満 | 20 以上 30 未満 | 30 以上 40 未満 | 40 以上 50 未満 | 50 以上 60 未満 | 60 以上 70 未満 | 70 以上 80 未満 | 80 以上 90 未満 | 90 以上 100 未満 | 100 以上 200 未満 | 200 以上 300 未満 | 300 以上 400 未満 | 400 以上 500 未満 | 500 以上 600 未満 | 600 以上 700 未満 | 700 以上 800 未満 | 800 以上 900 未満 | 900 以上 1000 未満 | 1000以上 |
| 射性物質が放 | 1 未満 | 5×10 ⁵ | 1×10 ⁶ | 5×10 ⁶ | 5×10 ⁶ | 1×10 ⁷ | 1×10 | ② (注2) | ×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁸ | 1×10 ⁸ | 1×10 ⁸ | 5×10 ⁸ | 5×10 ⁸ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ |
| | 1 以上 10 未満 | 5×10 ⁶ | 5×10 ⁶ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10' | 1×10′ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁷ | 1×10 ⁸ | 1×10 ⁸ | 5×10 ⁸ | 5×10 ⁸ | 5×10 ⁸ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ | 1×10 ⁹ |
| | 10 以上 20 未満 | 1×10 ⁹ |
| 出 | 20 以上 30 未満 | 1×10 ⁹ | 5×10 ⁹ |
| され | 30 以上 40 未満 | 5×10 ⁹ | 1×10 ¹⁰ |
| る地 | 40 以上 50 未満 | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹ | ① (注2 | <10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ |
| 点の | 50 以上 60 未満 | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ | 1×101 | 1×1010 | T×10 ¹⁰ | 1×10 ¹⁰ |
| 地 | 60 以上 70 未満 | 1×10 ¹⁰ |
| 表か | 70 以上 80 未満 | 1×10 ¹⁰ | 5×10 ¹⁰ | 5×10 ¹⁰ | 5×10 ¹⁰ | 5×10 ¹⁰ |
| らの | 80 以上 90 未満 | 1×10 ¹⁰ | 5×10 ¹⁰ |
| 高さ | 90 以上 100 未満 | 5×10 ¹⁰ |
| 注 | 100 以上 110 未満 | 5×10 ¹⁰ | 1×10 ¹¹ |
| $\widehat{\mathbb{m}}$ | 110 以上 120 未満 | 5×10 ¹⁰ | 1×10 ¹¹ | 1×10 ¹¹ |
| | 120 以上 130 未満 | 5×10 ¹⁰ | 1×10 ¹¹ |
| | 130 以上 140 未満 | 5×10 ¹⁰ | 1×10 ¹¹ |
| | 140 以上 150 未満 | 1×10 ¹¹ |
| ()÷ 1 | 150 以上 | 1×10 ¹¹ |

- (注1) ・高さは、吹き上げ高さや建屋、地形の影響等を考慮した見かけの放出源高さを用いることができる。
- (注2)・①は第2加工棟、②は第1廃棄物貯蔵棟における係数である。
- (注3) ・敷地境界までの水平距離とは、測定場所から敷地境界までの最短距離とする。

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------------------------------|--|---|
| (1) 敷地境界付近 の放射線量の 上昇 | 原災法第15条第1項第1号 [原災法]第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に 係る検出された放射線量又は <u>政令で定める放射線測定設備[*1]</u> 及び <u>測定方法[*2]</u> により検出さ れた放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として <u>政令で定めるもの[*3]</u> 以上である場合 | 【測定方法】 モニタリングポストによる測定 【判断基準】 ・2ヶ所で5 µSv/h 以上のγ線量を検 |
| GE01 | [*1]原災法施行令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係 周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって[原災]法第11 条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 [*2]原災法施行令第6条第2項(政令で定める測定方法) [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 | 知した場合 又は 下記を10分以上継続して検知した場合 ・1ヶ所で5μSv/h以上のγ線量を検知 又は ・1ヶ所で1μSv/h以上のγ線量を検知し、中性子線サーベイメータの測定値との合計値が5μSv/h以上の場合 というは、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 |
| | [*3]原災法施行令第6条第3項(政令で定める基準) [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項 の測定方法により検出された放射線量(これらの放射線量のいずれかが、2地点以上におい て又は10分間以上継続して検出された場合に限る。)1時間当たり5マイクロシーベルト 二 (略) 三 (略) | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-----------------------------------|--|---|
| (2) 放射性物質通 常経路での気 体放射性物質 | 原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>政令で定めるもの[*4]</u> が生 じた場合 | 別表第2に定めるSE02 の通報判断内容と同じ 【測定方法】 |
| の放出 | [*4]原災法施行令第6条第4項第1号(政令で定めるもの) | 固定ろ紙式排気モニタによる監視 |
| GE02 | 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*5]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*6]により検出されたこと。 [*5・*6]通報事象等規則第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ) [原災法施行]令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 [注1] 第5条の表の上欄、中欄、下欄:別表第2添付1参照。 | 【判断基準】 固定ろ紙式排気モニタによる監視 【判断基準】 ・排気口放出の通報基準値 =空気中濃度限度値(Bq/cm) ^{注2} ×放出地点の特定係数(m³) ^{注3} を超える放射能が認められた場合 ・排気モニタを有する施設の通報基準値 ①第2加工棟 1×10 ⁻⁸ (Bq/cm)×1×10 ¹⁰ (m³) =1×10 ⁸ Bq ②第1廃棄物貯蔵棟 1×10 ⁻⁸ (Bq/cm)×1×10 ⁹ (m³) =1×10 ⁷ Bq |
| | | 注2(空気中濃度限度値): 線量告示別表第1に定める数値 「U234(二酸化ウラン、八酸化三ウラン等の不溶性化合物)」に定められた数値(=1×10 ⁸ (Bq/cm)) 注3(放出地点の特定係数): 排気口の高さ及び敷地境界までの水平距離から求める放出地点の特定係数(=1×10 ⁹ (m³))。 別表第2添付2参照。 |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-----------------------------------|---|---|
| (3) 放射性物質通 常経路での液 体放射性物質 | 原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>政</u> 令で定めるもの[*4]が生 じた場合 | 別表第2に定めるSE03 の通報判断内容と同じ 【測定方法】 |
| の放出 GEO3 | [*4] 原災法施行令第6条第4項第1号(政令で定めるもの) 第4条第4項第2号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合における放射能水準が前項第1号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*5]以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*6]により検出されたこと。 | サーベイメータによるバッチ式排水の測定 【判断基準】 ・排水口(集中排水処理施設)放出の通報基準値 ^{注2} を超えた排水が事業所外 |
| | [*5·*6]通報事象等規則第12条第1項(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ) [原災法施行]令第6条第4項第1号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第5条の表[注1]の上欄に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。 [注1] 第5条の表の上欄、中欄、下欄:別表第2添付1参照。 | へ放出された場合 =排水中濃度限度値^{注2}(Bq/cm²) ×50 =2×10⁻²(Bq/cm²)×50 =1Bq/cm² 注2(排水中濃度限度値): 線量告示別表第1に定める数値「U234(二酸化ウラン、八酸化三ウラン、四ふっ化ウラン等の四価の化合物(経口摂取))」に定められた数値(=2×10⁻²(Bq/cm²)) |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|---|--|---|
| (4) 火災爆発等に よる管理区域 外での放射線 量の異常放出 GEO4 | 原災法第15条第1項第1号 [原災法]第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備[*1]及び測定方法[*2]により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの[*7]以上である場合 [*1]原災法施行令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって[原災]法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 [*2]原災法施行令第6条第2項(政令で定める測定方法) | 世報刊所的各 【測定方法】 線量当量率サーベイメータによる測定 【判断基準】 ・5 mSv/h 以上の放射線量を 10分以上継続して検知した場合 |
| | [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 | |
| | [*7]原災法施行令第6条第3項(政令で定める基準) [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 (略) 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 (略) | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|----------|--|--|
| (5) | 原災法第15条第1項第2号 | 【測定方法】 |
| 火災爆発等に | 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*8]が生 | ダストサンプラで捕集したろ紙による |
| よる管理区域 | じた場合 | 空気中放射性物質濃度の測定 |
| 外での放射性 | | 【判断基準】 |
| 物質の異常放 | [*8] 原災法施行令第6条第4項第2号(政令で定めるもの) | 【刊的 |
| 出 | 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が500 μ | 準で定めた空気中濃度限度値(Bq/cm) |
| GE05 | Sv/h の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準[*9]以上の放射性物 | × 1 0 0 |
| <u> </u> | 質が原子力規制委員会規則で定めるところ[*10]により検出されたこと。 | $= 5 \times 1 \text{ 0}^{-7} (\text{Bq/cm}) \times 1 \text{ 0 0}$ = 5 × 1 0 ⁻⁵ (Bq/cm) |
| | | = 5 × 1 0 * (bq/cm) を超えた場合 |
| | [*9・*10] 通報事象等規則第13条(原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則 | E/C/C/C/MI |
| | で定めるところ) | |
| | [原災法施行]令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各 | |
| | 号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 | |
| | 2 [原災法施行]令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他こ | |
| | れらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること | |
| | とする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場 | |
| | 3 | |
| | 造しめって、その状況に臨み、前項の機両により第1項の規定に基づて放射性物質の優度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水 | |
| | 単が検出されたものとみなす。 | |
| | 1年が1月日ではいこむVJC0がより。 | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

第3表 原子力災害対策特別措置法第15条第1項の原子力緊急事態宣言発令の基準(6/8)

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-------|---|--|
| (6) | 原災法第15条第1項第2号 | 事業所において核燃料物質が臨界状態 |
| 臨界の発生 | 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるもの[*11]が生 | の場合 |
| 0506 | じた場合 | 【測定方法】 |
| GE06 | | 【例た刀伝】 γ線エリアモニタ及び中性子サーベイ |
| | [*11]原災法施行令第6条第4項第3号(政令で定めるもの) | メータによる測定 |
| | 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨 | |
| | 界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあること。 | 【判断基準】 「臨界のおそれ」 SE06 と同じ 判断基準 |
| | | かつ・中性子サーベイメータ: |
| | | 継続的に中性子を検出した場合 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|-----------------------------------|---|---|
| (7) 主民の避難を 開始する必要 がある事象発 | 原災法第15条第1項第2号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として <u>政令で定めるもの[*12]</u> が生じた場合 | 原子力事業所周辺の住民の屋内退避を 開始する必要がある事象が発生した場 合 |
| GE55 | [*12]原災法施行令第6条第4項(政令で定める事象) 原災法施行令第6条第4項第4号 前3号に掲げるもののほか、実用発電用原子炉の運転を通常の中性子吸収材の挿入により停止 することができないことその他の原子炉の運転等のための施設又は事業所外運搬に使用する容 器の特性ごとに原子力緊急事態の発生を示す事象として原子力規制委員会規則[*13](事業所外 | |
| | 運搬に係る事象にあっては、 <u>原子力規制委員会規則・国土交通省令)で定めるもの</u> 。 [*13]通報事象等規則第14条(原子力規制委員会規則で定めるもの) [原災法施行]令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に 掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする。 | |
| | (抜粋) ヌ 原子炉の運転等のための施設(イからりまでに掲げるものを除く。) 原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。 | |
| | | |

| EAL略称 | 法 令 (法令原文に補記した箇所は[]で表記) | 通報判断内容 |
|--------------------------|---|--|
| (8) | 原災法第15条第1項第1号 | 【測定方法】 |
| 事業所外運搬 | [原災法]第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報 | サーベイメータによる測定 |
| での放射線量 の異常上昇 XGE61 | に係る検出された放射線量又は <u>政令で定める放射線測定設備[*1]</u> 及び <u>測定方法[*2]</u> により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として <u>政令で定めるもの[*13]</u> 以上である場合 | 【判断基準】 ・事業所外運搬中の輸送容器表面から 1 m離れた場所において 1 0mSv/h |
| AGEOI | | 以上の放射線量が認められた場合 |
| | [*1]原災法施行令第6条第1項(政令で定める放射線測定設備) | SCENNOT THOUSAND BOOK STORY OF COMME |
| | [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める放射線測定設備は、所在都道府県知事又は関係周辺都道府県知事がその都道府県の区域内に設置した放射線測定設備であって[原災]法第11条第1項の放射線測定設備の性能に相当する性能を有するものとする。 | |
| | [*2]原災法施行令第6条第2項(政令で定める測定方法) | |
| | [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める測定方法は、単位時間(10分以内のものに限る。)ごとのガンマ線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うこととする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 | |
| | [*13]原災法施行令第6条第3項(政令で定める基準) | |
| | [原災]法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一(略) | |
| | 一 (哈) 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10mSv/h | |
| | | |
| | | |

様式第7-1 警戒事態 (AL) 該当事象発生連絡

(第 報)

| 原子 | 警戒事態該当 | 年 月 日 が道府県知事、市町村長 殿 連絡者名 連絡 先 の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。 |
|------------------------------|---|---|
| 原子及び | 力事業所の名称 場所 | 名称:原子燃料工業株式会社熊取事業所(事業区分:) 住所:大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地 |
| 警戒発生 | 事態該当事象の 箇所 | |
| 警戒発生 | 事態該当事象の 時刻 | 年 月 日 時 分(24時間表示) |
| | 警戒事態該当 事象の種類 | |
| 発生 | 想定される 原因 | |
| した警戒事態該当事象の概要 | 検出された放 対線量のれた別、 検出を動き 対性を関する ができる。 ができる。 ができる。 、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 | 施設・設備の状態等 排気筒モニタの指示値(時 分時点) 【第 2 加工棟】 確認中 ・変化なし ・変化あり (cpm) 【第 1 廃棄物貯蔵棟】確認中 ・変化なし ・変化あり (cpm) モニタリングポストの指示値 (時 分時点) 【モニタリングポストの指示値 (時 分時点) 【モニタリング・ポースト 1 】確認中 ・変化なし ・変化あり (μ Gy/h) 【モニタリンク・ボースト 2 】確認中 ・変化なし ・変化あり (μ Gy/h) 「確認中 □無□有: |
| 影響 その他警戒事態該当 事象の把握に参考と なる情報 | | □/H · |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第7-2 警戒事態 (AL) 該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

| 警戒事態該当 発生後の経過) | |
|-----------------------|--|
| 原子力事業所の名称 及び場所 | 名称:原子燃料工業株式会社熊取事業所(事業区分:) 住所:大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地 |
| 警戒事態該当事象の 発生箇所(注1) | |
| 警戒事態該当事象の 発生時刻(注1) | 年 月 日 時 分(24時間表示) |
| 警戒事態該当事象の 種類(注1) | |
| 発生事象と対応の概 要(注2) | (実施日時、対応の概要) |
| 周辺環境への影響 | □確認中 □無 □有: |
| その他の事項の対応 (注3) | |

- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
 - (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について 発生時刻順に記載する。
 - (注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

様式第8 特定事象発生通報

(第 報)

| | | 年月日 |
|-----------|---|---|
| 内 | 閣総理大臣、原子力規 | 見制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 |
| | 第10条通報 | 通報者名 |
| | カエリ 木畑州 | <u>連絡先</u> |
| ! | 持定事象の発生について | て、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 |
| 原っび場 | | 名称:原子燃料工業株式会社熊取事業所(事業区分:) 住所:大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目950番地 |
| | 定事象の発生箇所 | |
| 特员 | 定事象の発生時刻 | 年 月 日 時 分(24時間表示) |
| 発生した特定事象の | 特定事象の種類 | 原子力災害特別措置法第10条第1項に基づく基準 □ (SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 □ (SE02) 放射性物質通常経路での気体放射性物質の放出 |
| 概要 | 想定される原因 | |
| 安、 | 検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況又は主な施 設・設備の状態等 | 施設・設備の状態等 排気筒モニタの指示値(時 分時点) 【第 2 加工棟】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) 【第 1 廃棄物貯蔵棟】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (cpm) モニタリングポストの指示値 (時 分時点) 【モニタリングポストの指示値 (時 分時点) 【モニタリングポスト 1】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (μ Gy/h) 【モニタリング ポ スト 2】確認中 ・ 変化なし ・ 変化あり (μ Gy/h) |
| | 周辺環境への影響 | □確認中 □無 □有: □ |
| | の他特定事象の把握 参考となる情報 | |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第9 特定事象発生通報

(第 報)

| 内 | 閣総理大臣、原子力規 | 年 月 日 目制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 |
|-----------|---|---|
| į | 第10条通報特定事象の発生について | 通報者名 連 絡 先 正、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 |
| - | 子力事業所の名称及 場所 | 名称:原子燃料工業株式会社熊取事業所(事業区分:) 住所:大阪府泉南郡熊取町朝代西一丁目 9 5 0 番地 |
| 特员 | 定事象の発生箇所 | |
| 特定事象の発生時刻 | | 年 月 日 時 分(24時間表示) |
| 発生した特定 | 特定事象の種類 | 原子力災害特別措置法第10条第1項に基づく基準 □ (XSE61) 事業所外運搬での放射線量の上昇 □ (XSE62) 事業所外運搬での放射性物質の漏えい 原子力災害特別措置法第15条第1項に基づく基準 □ (XGE61) 事業所外運搬での放射線量の異常上昇 (上記項目は全て電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当) |
| 特定事 | 想定される原因 | |
| 象の概要 | 検出された放射線 量の状況、検出された放射性物質の 状況又は主な施設・設備の状態等 | □確認中□無 |
| | の他特定事象の把握 参考となる情報 | □有: |

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第10 応急措置の概要報告

| | | | | | 年 | 月 | 日 |
|--------------------|------------------------------------|---|-----------------------------|----------|----------|---------|------------|
| 内閣総理大臣、原子 | 力規制委員会、都道府県 | 県知事、市町村 | 長 殿 | | | | |
| 第25条報告 | | | 報告者名 連 絡 先 | | | | |
| 応急措置の概要に | ついて、原子力災害対策 | 策特別措置法第 | 夏25条第2 ¹ | 頁の規定 | 定に基づき報 | 告しま | ミす。 |
| 原子力事業所の名称 及び場所 | 名称:原子燃料工業根場所:大阪府泉南郡原 | | | - | |) | |
| 特定事象の発生箇所 (注1) | | | | | | | |
| 特定事象の発生時刻 (注1) | 年 月 | 日 | 時 | 分(2 | 2 4 時間表示 | :) | |
| 特定事象の種類 (注1) | | | | | | | |
| 発生事象と対応の概 要(注2) | (対応日時、対応のti ※添付の有・無 | 既要) | | | | | |
| | 事業所対策本部の 設置状況 | | | | | | |
| その他の事項の対応 (注3) | 被ばく者の状況及 び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) | 被ばく者のね □無 □有: <u>被</u> 汚染拡大のす □無 □有: | ばく者 | <u>名</u> | 要救助者 | <u></u> | <u> </u> |
| | 気象情報 (確認時刻 時 分) | ・天候 ・風向 ・風速 ・大気安定 | : : 方位 : m/sec 雯 : | | | | |
| | 周辺環境への影響 | □確認中 □有: | □無 | | | | |

- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (注1) 最初に発生した特定事情の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順 に記載する。
- (注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【別紙1:施設の運転に関するパラメータ】

| 1 | 事故時の運転状況 |
|---|----------|
| | |

| 事故発生時の工程 工 程 設 備 | |
|----------------------------|--|

2. 施設の状態

| 項 | 目 | 確認時刻(| 日 | 時 | 分) |
|--|---|-------|---|---|----|
| その他の状況 ・臨 界 ・火 災 ・爆 発 ・漏えい | | | | | |
| 特記事項 | | | | | |

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

【別紙2-1:放射性物質及び放射線に関するデータ】

1. 放射性物質の状況

| 1. 双剂压物具空状况 | T | | | | |
|---------------------------|------|---|---|---|----|
| 項目 | 評価時刻 | (| 日 | 時 | 分) |
| 評価時刻での放出量(放出率) | | | | | |
| 希ガス (Bq/h) | | | | | |
| | | | | | |
| ョウ素 (Bq/h) | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| A (T II.) | | | | | |
| 全β (Bq/h) | | | | | |
| уу В (р д) | | | | | |
| 総 量 (Bq/h) | | | | | |
| 評価時刻での放出量(濃度) | | | | | |
| 希ガス (Bq/cm) | | | | | |
| ョウ素 (Bq/c㎡) 全α (Bq/c㎡) | | | | | |
| | | | | | |
| 差β (Bq/cm²) | | | | | |
| 評価時刻までの放出量 | | | | | |
| 希ガス (Bq) | | | | | |
| ョウ素 (Bq) | | | | | |
| 全α (Bq) | | | | | |
| 全β (Bq) | | | | | |
| 総 量 (Bq) | | | | | |
| 放出継続時間(h) | | | | | |
| 放出開始時刻 | | | | | |
| 評価時刻以後の放出 (予測) | | | | | |
| 希ガス (Bq) | | | | | |
| ョウ素 (Bq) | | | | | |
| 総 量 (Bq) | | | | | |
| 放出継続推定時間(h) | | | | | |

2. 予測線量

| _ , , ,, | 加水重 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|------|----|----|-----|----|-----|-----|----|----|-----|----|----|-----|
| 種 | 類 | | | | 評估 | 5時刻 | (目 | 時 | 5 | 子) | | | |
| 性 | 粗 | 日 | B | 寺 分 | 日 | FI: | 寺 分 | 日 | B | 寺 分 | 日 | B | 寺 分 |
| 全身の外 による予 最大地点 | 測線量の | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv |
| 甲状腺のの最大地 | 予測線量 | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv | 方位 | km | mSv |

(施設側での計算値)

- ※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。
- ※データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

【別紙2-2:放射性物質及び放射線に関するデータ】

3. 放射線モニタリングの状況

注1) 必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

注2))場所がわかる資料も送付することとする。

排気筒モニタ/その他のα線モニタ

| **** | | | | |
|--------------------|------------|-----|-----|-----|
| | 項目 | 時 分 | 時 分 | 時 分 |
| 排気筒モニタ | 第2加工棟 排気筒 | cpm | cpm | cpm |
| | 第1廃棄物貯蔵棟 " | cpm | cpm | cpm |
| その他のα線 | 測 | cpm | cpm | cpm |
| モニタ 定 場 所 | | cpm | cpm | cpm |
| | | cpm | cpm | cpm |
| | DT | cpm | cpm | cpm |

固定式モニタリング設備(モニタリングポスト/エリアモニタ)

γ 線空間線量率

| <u> </u> | とれて一プランノ政 | 胂(モニダリング 小スト/ 工 | ソノ ピーツ / | γ綠空间綠 | 里平 |
|----------|------------|----------------------|-----------------|--------|--------|
| | 項 | 目 | 時 分 | 時 分 | 時 分 |
| モ | ーニタリングポスト1 | - | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| モ | ーニタリングポスト2 | 2 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | 第2加工棟 | 第2-1貯蔵室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2ペレット保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| _ | | 第 2 - 1 混合室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| エリ | | 第 2 - 1 ペレット室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| ア | | 第2-1燃料棒加工室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| モ | | 第2-2混合室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| = | | 第2-2ペレット室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| タ | | 第2-2燃料棒加工室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2分析室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2開発室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2-2貯蔵室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2燃料棒保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2-1組立室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2集合体保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2-1燃料棒検査室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2輸送容器保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第2梱包室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | 第1-3貯蔵棟 | 第1-3 貯蔵容器保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | 第1加工棟 | 第1-1 貯蔵容器・集合 体保管室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| | | 第1-1貯蔵容器・集合 体受入室 | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |

可動式モニタリング設備 (γ線サーベイメータ/中性子レムカウンタ) γ線/中性子線空間線量

| - | | | | |
|-----------|--------|---------------------------------|--------|---|
| 頁 | 目 | 時 分 | 時 分 | 時 分 |
| 測 | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 定 | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 場 | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| P/T | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 測 | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 定 | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| 場ご | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| HT | | μ Sv/h | μ Sv/h | μ Sv/h |
| ぞうす 万 ぞうす | 則定揚所則定 | 則 定 場 所 則 定 場 | 則 | 則 μ Sv/h μ Sv/h 定 μ Sv/h μ Sv/h 湯 μ Sv/h μ Sv/h 明 μ Sv/h μ Sv/h 即 μ Sv/h μ Sv/h 取 μ Sv/h |

※上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

[※]データについては、およその値(推定値を含む)を記載することも可とする。

様式第11 応急措置の概要報告

| | | | | | 年 | 月 | 日 |
|--------------------|------------------------------------|---|-----------|----------|----------|------|---------|
| 内閣総理大臣、原子 | 力規制委員会、都道府場 | 県知事、市町村 | 長 殿 | | | | |
| 第25条報告 | | | 報告者名連 絡 先 | | | | |
| 応急措置の概要に | ついて、原子力災害対策 | 策特別措置法第 | 525条第2 | 項の規定 | 定に基づき幸 | 服告しま | きす。 |
| 原子力事業所の名称 及び場所 | 名称:原子燃料工業校場所:大阪府泉南郡食 | | | | |) | |
| 特定事象の発生箇所 (注1) | | | | | | | |
| 特定事象の発生時刻 (注1) | 年月 | 日 | 時 | 分(2 | 2 4 時間表示 | ₹) | |
| 特定事象の種類 (注1) | | | | | | | |
| 発生事象と対応の概 要(注2) | (対応日時、対応の根 ※添付の有・無 | 既要) | | | | | |
| | 事業所対策本部の 設置状況 | | | | | | |
| その他の事項の対応 (注3) | 被ばく者の状況及 び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分) | 被ばく者のも □無 □有: <u>被</u> 汚染拡大のす □無 □有: | ばく者 | <u>名</u> | 要救助者 | 名 | <u></u> |
| | 周辺環境への影響 | □確認中 □有: | □無 | | | | |
| | その他 | | | | | | |

- 備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - (注1) 最初に発生した特定事情の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
 - (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順 に記載する。
 - (注3) 事業所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

【別紙1:輸送容器に関するパラメータ】

1. 輸送容器の状態

| 項目 | 確認時刻 (日時分) |
|----------------------|------------|
| ・火 災 ・爆 発 ・漏えい | |
| 特 記 事 項 | |

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

| 2 ・ ルスオーエーの 貝 人 (よルス) | 11/0/14/2 MY ELIOVED | 70 | | | | |
|-----------------------|----------------------|----|-------|---|---|----|
| 項 | 目 | | 確認時刻(| 日 | 時 | 分) |
| 放射性物質 | | | | | | |
| 放射線 | | | | | | |

[※]上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

別表第12 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設

緊急対策本部室

| 項目 | 仕様 |
|---------|---|
| 広さ | ·面積 約100㎡ |
| 耐地震·耐津波 | ・一般建築相当の耐震性、E L .約40m |
| 非常用電源 | ・ディーゼル式発電機(非常用発電装置) |
| 燃料 | ・備蓄燃料 約6,000リットル(7日分) |
| | ・その他 調達可能な小売店等から調達 |

代替緊急対策本部室

| 項目 | 仕様 |
|---------|--------------------------|
| 広さ | ・面積 約80 m ² |
| | (うち防災用テント;約36 m²) |
| 耐地震・耐津波 | ・一般建築相当の耐震性(保安棟)、EL.約40m |
| 非常用電源 | ・ディーゼル式発電機(非常用発電装置) |
| 燃料 | ・備蓄燃料 約6,000リットル(7日分) |
| | ・その他 調達可能な小売店等から調達 |

別表第8 原子力防災資機材(1/2)

| 分類 | 原子力防災資機材現況届出書 における名称 | 具体的名 | 称 | | 配備数 | 配備場所 | | 点検内容 | 点検頻度 |
|------------|---------------------------|---------------------------|----|-----------|-------------------|-------------------|----------|-------|------|
| 妝 | 汚染防護服 | 汚染防護服(タイベ) | ック | スーツ) | 28組 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数 | 6ヶ月毎 |
| 放射線障害防護用器具 | 呼吸用ボンベ付一体型防護マスク | 呼吸用ボンベマスク(空気呼吸器) | | 4個 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数 | 6ヶ月毎 | |
| 防護用 | フィルター付防護マスク | フィルター付防護マ | 1 | 半面 マスク | 14個 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数 | 6ヶ月毎 |
| 吊器具 | フィルターN奶暖ャベク | スク | 2 | 全面 マスク | 14個 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数 | 6ヶ月毎 |
| 機非 | 緊急時電話回線 | 専用電話回線 | | | 1回線 | 保安棟 | 2 | 員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| 機非器常用 | ファクシミリ | 専用ファクシミリ装置 | | 1台 | 事務棟1F (緊急対策本部) | 3 | 員数·動作 | 6ヶ月毎 | |
| 通信 | 携帯電話等 | 専用携帯電話 | | 7台 | 事務棟1F (緊急対策本部) | 3 | 員数·動作 | 6ヶ月毎 | |
| 計測 | 排気筒モニタリング設備その他の 固定式測定器 | 排気筒モニター (α線排気モニタ ー) *1 | | 気モニタ | 2台 | 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 | 4 5 | 動作**2 | 6ヶ月毎 |
| 測器等 | ガンマ線測定用サーベイメータ | 電離箱式サーベイメータ | | 2台 | 保安棟 事務棟1F | 2 1 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 | |
| | カンドが例だ用 サー・イブーグ | Na I シンチレーションサーベイ メータ | | 2台 | 保安棟 事務棟1F | 2 1 | 外観・員数・動作 | 6ヶ月毎 | |
| | 中性子線測定用サーベイメータ | 中性子線サーベイメータ (レムカウンター) | | 2台 | 保安棟 事務棟1F | 2 1 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 | |
| | 空間放射線積算線量計 | 空間放射線積算線量計 | | 4個 | 事務棟1F | 1 | 員数 | 6ヶ月毎 | |
| | 全則 | 同上リーダ**1 | | 1台 | 第1事務室 | 6 | 動作**3 | 6ヶ月毎 | |

注:本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

※1:通常使用しているもの。

※2:当該資機材の運転記録を確認する。

※3: 当該リーダで読み取った過去1ヶ月以内の記録があることで確認する。

別表第8 原子力防災資機材(2/2)

| 分類 | 原子力防災資機材現況届出書 における名称 | | 具体的名称 | 配備数 | 配備場所 | | 点検内容 | 点検頻度 |
|---------|-------------------------|-------|---|------------------------|---------------------------------|---|----------|------|
| 計測器 | 表面汚染密度測定用サー | ーベイメー | 汚染密度測定用 (α線) サーベイメ ータ | 1台 | 保安棟 | 2 | 外観・員数・動作 | 6ヶ月毎 |
| 測器等(続き) | タ | | 汚染密度測定用 (β (γ)線)サーベイメータ | 1台 | 保安棟 | 2 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| 0) | | サンプラ | 可搬式ダストサンプラー | 4台 | 保安棟 事務棟1F | 2 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| | 可搬式ダスト測定関連 機器 測定器 | | 同上測定器 (α線用, β(γ)線用) (汚染密度測定用サーベイメータ) | 1台 (α) 1台 (β) | 事務棟1F | 1 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| | 可搬式の放射性ヨウ素 | サンプラ | 可搬式ヨウ素サンプラー (可搬式ダストサンプラー兼用) | (2台) | 保安棟 事務棟1F | 2 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| | 測定関連機器 | 測定器 | 同上測定器 (汚染密度測定用 (β (γ)線)サーベイメータ) | 1台 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| | 個人用外部被ばく線量測 | 定器 | ポケット線量計 | 40台 | 事務棟1F | 1 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| その | ヨウ素剤 | | ヨウ化カリウム製剤 | 1000 錠 | 事務棟1F | 1 | 員数 | 6ヶ月毎 |
| の他 | 担架 | | 担架 | 1台 | 発電機ポンプ棟前 | 7 | 外観·員数 | 1ヶ月毎 |
| 他資機材 | 除染用具 | | 除染用具 | 1式 | 事務棟1F | 1 | 員数 | 6ヶ月毎 |
| 和 | 被ばく者の輸送のために使用可能 な車両 | | 被ばく者輸送のための使用可能な 車両 | 1台 | 設備棟前 | 8 | 外観·員数·動作 | 6ヶ月毎 |
| | 屋外消火栓設備又は動力プ設備 | 力消防ポン | 屋外消火栓設備又は動力消火ポンプ設備 | 2式* | 周辺(屋外消火栓) 第2加工棟 出荷ヤード (動力消火ポンプ) | 9 | 外観・員数・動作 | 6ヶ月毎 |

注:本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

*:屋外消火栓設備1式(別図第7に示された屋外消火栓全て)、動力消火ポンプ設備(可搬消防ポンプ)1式

別表第9 その他の原子力防災資機材(1/2)

| | 資機材の種類 | 配備数 | 配備場所 | | 点検内容 | 点検頻度 |
|----------------------|--------------------|-----|--|----------------------|----------|------|
| 呼吸用ボンベマスク (空気呼吸器) | 13名分(原子力災害対策専用を除く) | 13個 | 第2加工棟 出荷ヤード (6) 更衣室(2) 第2加工棟 南側(3) アンモニア 分解棟前 (2) | 11 12 13 14 | 外観・員数・動作 | 1ヶ月毎 |
| 非常用電源設備 | 可搬式発電機 | 4台 | 保安棟 事務棟1F 第1加工棟前 第2加工棟前 | 2 1 15 10 | 外観·動作 | 1ヶ月毎 |
| | 緊急時優先電話 | 1台 | 保安棟 | 2 | 外観・動作 | 6ヶ月毎 |
| | 緊急呼出装置 | 1台 | 保安棟 | 2 | 外観・動作 | 6ヶ月毎 |
| 通信関係 | 携帯型無線 | 1台 | 保安棟 | 2 | 外観・動作 | 6ヶ月毎 |
| | 衛星電話 | 2台 | 保安棟 (1) 緊急対策本部 (1) | 2 3 | 外観・動作 | 6ヶ月毎 |
| | ファクシミリ | 2台 | 事務棟 保安棟 | 16 2 | 外観・動作 | 6ヶ月毎 |

注:本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

別表第9 その他の原子力防災資機材(2/2)

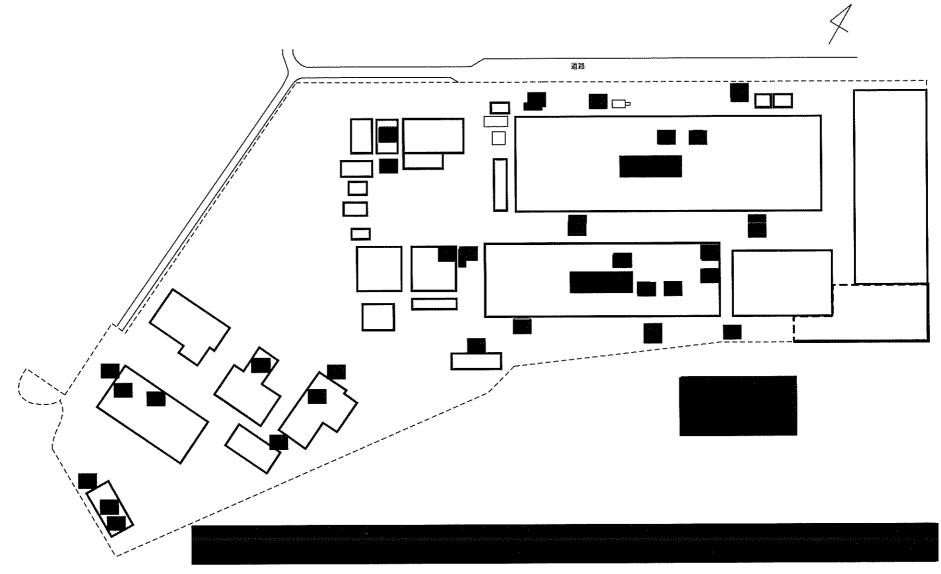
| | 資機材の種類 | | 配備数 | 配備場所 | | 点検内容 | 点検頻度 |
|-----------|------------------------|--------|------------------------|------------------------------|---------------------|------------------|------|
| 通信関係 | 一般放送設備事業所內放送設備 | | 1式 | 事務棟 保安棟 第1加工棟 第2加工棟 | 16 2 17 18 | 外観・動作 | 1年毎 |
| | | 非常放送設備 | 1式 | 保安棟 第1加工棟 第2加工棟 | 2 17 18 | 外観・動作 | 1年毎 |
| 非常食関係 | 非常食セット | | 緊急対策要 員1名につ き3日分 | 部材加工棟(Ⅱ) | 19 | 外観・員数 | 1年毎 |
| 医療関係 | 救急用具 | | 2式 | 第2加工棟南側ハウス 緊急対策本部室 | 20 3 | 外観・員数 | 1年毎 |
| | 化学防護服 | | 9組 | 保安棟横(5) 部品検査設備棟横(4) | 21 22 | 外観・員数 | 1ヶ月毎 |
| アンモニアガス漏え | 防毒マスク(全面) | | 3個 | 第2加工棟南側 | 13 | 外観・員数 | 1ヶ月毎 |
| い対応資機材 | アンモニアガス濃度測定器 | | 2台 | 設備棟 | 23 | 外観・動作 | 1年毎 |
| | 水素ガス濃度測定器 | | 1台 | 設備棟 | 23 | 外観・動作 | 1年毎 |
| 計測器関係 | γ線エリアモニタ* ¹ | | 20台 | 第1加工棟 第2加工棟 第1-3貯蔵棟 | 17 18 24 | 動作 ^{※2} | 6ヶ月毎 |
| その他の資機材 | 防災用テント (*) | | 1張 | (保安棟内) 代替緊急対策本部室 | 25 | 外観・動作 | 1年毎 |

注 :本資料中、「配備場所」に記載の番号は、「別図第7 原子力防災資機材等の配備場所」に示す場所を表すものである。

※1:通常使用しているもの。

※2:当該資機材の運転記録を確認する。

(*): 平成31年3月整備完了予定



別図第7 原子力防災資機材等の配備場所

別表第13 原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所

1. 東邦エンジニアリング株式会社

| 所在地 | 大阪府泉大津市河原町7-5 |
|----------|--------------------------------------|
| 事業所からの距離 | 約18km |
| 敷地面積 | 約3, 900 m² |
| その他 | ・隣接して駐車場あり ・阪神高速湾岸線の利用により、約30分で移動 |

^{*}原子力事業所災害対策支援拠点の候補場所については、平成31年12月までに上記1を含め複数場所を選定するものとして整備する。

別表第10 原子力事業所災害対策支援拠点の原子力防災関連資機材

| 分類 | 名称 | 数量 | 点検内容 | 点検頻度 | 保管場所 (※3) | |
|------------------|------------------------------------|----------|----------|------|--------------|-----|
| | ガンマ線測定用サーベイメータ (電離箱式) | 1台 | 外観·員数·動作 | 1回/年 | 第2加工棟 | 1 8 |
| 計 | ガンマ線測定用サーベイメータ (Na I シンチレーション式) | 1台 | 外観·員数·動作 | 1回/年 | 第2加工棟 | 1 8 |
| 測 器 類 | 表面汚染密度測定用サーベイメータ (α線) | 1台 | 外観·員数·動作 | 1回/年 | 第2加工棟 | 1 8 |
| | 表面汚染密度測定用サーベイメータ (β(γ)線) | 1台 | 外観·員数·動作 | 1回/年 | 第2加工棟 | 1 8 |
| | 個人用外部被ばく線量測定器 | 10台 | 外観・員数・動作 | 1回/年 | 事務棟1F | 1 |
| 防放 | 汚染防護服(タイベックスーツ) | 20組 | 外観·員数 | 1回/月 | 事務棟1F | 1 |
| 護用器具 | 防護マスク (半面・全面) | 10個(各5個) | 外観・員数 | 1回/月 | 事務棟1F | 1 |
| 具害 | 防護マスク用ダストフィルタ | 20個 | 外観・員数 | 1回/月 | 事務棟1F | 1 |
| 電 非 源 用 | 可搬式発電機 | 1台 | 外観・動作 | 1回/月 | 代替緊急対策本部 | 2 5 |
| 净非 | 携帯電話 | 5台 | 外観・動作 | 1回/月 | 要員所持 | _ |
| 通非信常 | 衛星携帯電話 | 1台 | 外観・動作 | 1回/月 | 代替緊急対策本部 | 2 5 |
| 機用 | ファクシミリ | 1台 | 外観·動作 | 1回/月 | 代替緊急対策本部 | 2 5 |
| | ョウ素剤 | 100 錠 | 外観・員数 | 1回/月 | 事務棟1F | 1 |
| | 除染用具 | 1式 | 外観・員数 | 1回/月 | 事務棟1F | 1 |
| その | 非常用食材(※1) | _ | _ | _ | | |
| | 資機材輸送用車両 | 1台 | 外観・動作 | 1回/月 | 第2加工棟南側 | 2 0 |
| 他資機材 | 発電機用燃料(※1) | _ | _ | _ | | |
| 451 | 原子力災害対策活動で 使用する資料 (※2) | 1式 | 各資料内容 | 1回/年 | 代替緊急対策本部 | 2 5 |

^{※1} 調達可能な小売店等から調達する。

^{※2} 別表第11に示す資料。

^{※3} 記載された番号は「別図第7 原子力防災資機材等の保管場所」に示す場所を表すものである。 上記の保管場所から支援拠点への輸送については、陸路を基本とし確実に輸送できる経路をもって行う。